

## 急速充電設備の規制のあり方に関する検討部会開催要綱

### (目的)

第1条 電気自動車に搭載される電池の大容量化に伴い、全出力 200kW を超える電気自動車用急速充電設備（以下「設備」という。）の普及が予想されるため、これらの設備の火災予防上必要な安全対策について検討を行う。

### (検討事項)

第2条 検討部会は、予防行政に係る次の事項について調査、検討を行うものとする。

- (1) 全出力 200kW を超える急速充電設備の火災リスクの検証
- (2) 全出力 200kW を超える急速充電設備の火災予防上必要な防火安全対策

### (部会)

第3条 部会は、学識経験者、関係団体及び消防行政の関係者等のうちから、消防庁予防課長が委嘱する部会員によって構成する。

- 2 部会には、部会長を置く。
- 3 部会長は、部会員の互選により選出する。
- 4 部会長は、部会を主宰する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会に部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

### (部会公開の原則)

第4条 部会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、部会長が部会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

### (委員等の任期)

第5条 委員及び部会員の任期は、就任を承諾した日から令和4年9月30日（金）までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

### (庶務)

第6条 検討部会の庶務は、消防庁予防課が処理する。

### (補足)

第7条 この要綱に定めるほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和4年8月17日から実施する。